

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おとす
とる
の
翌
日)

目 次

◇ 告 示

- 青少年に有害な図書類の指定
- 保険医療機関等の指定
- 保険薬剤師の登録
- 土地改良法による換地計画の決定
- 鳥獣保護区の設定
- 銃猟禁止区域の設定
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

告 示

鳥取県告示第八百三十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題 名	号 数			
1645	雑誌その他 の刊行物	ホロンジロード		OR-D 12-D		俄アツプル社
1646	"	美しき肢体		SA-D 11-D		俄アツプル社
1647	"	グランブエロス 快淫遊戯	ケイコ18歳	GE-D 10-D		海鳴書房
1648	"	二人だけ		FI-D 11-D		office JET
1649	"	一等星の二人		EG-D 11-D		office JET
1650	"	美少女大作戦		EJ-D 11-D		office JET
1651	"	激痛		EJ-D 11-D		JOKER'S
1652	"	少女陶酔		EJ-D 11-D		JOKER'S
1653	"	ピエオカカタログ		0522 0-1		株式会社大洋書房
1654	"	PIERCE 挿入淫戯		PS-D 12-D		トライビジョン

1655	"	月刊ラム SEXの秋	VOL.12 キヤールの性器がうまい	L M 12-D	アップル社
1656	"	BOTTOM 性器挿入	秋のSM特集	S B 12-D	アップル社
1657	"	スクラソソ 君に5人の痴情	通信 少女友達	E I 1-4	鶴テリス出版
1658	"	露出狂女 誘われて		E J 1-1	テリス出版
1659	"	白衣強姦 白衣の天使		E J 1-3	テリス出版
1660	"	D-CUP SUPER FUCK	GALS	Z Z 11-D	株式会社テリス 出版
1661	"	GROOMY NIGHT 転落的愛交扶美感		G G 12-D	海鳴書房
1662	"	大陰唇舐め 視線120%		E J 1-3	キヤール出版
1663	"	性器露出 恥ずかしい写真		E J 1-0	キヤール出版
1664	"	性器いたぶり みゆき・初体験		E I 1-9	Do 企画
1665	"	苦めないで よこ恋蔵		E J 1-2	Do 企画
1666	"	GALSOFT 木ナマ少女開淫		G S 12-D	畿土曜出版新社
1667	"	肉いじり		Z D 11-D	土曜出版新社
1668	"	キヤールUP ビデオ・スキャンダル	スリソング 情報	H M 12-D	トライビジョン
1669	"	シエソ ソノソ性器		S E 12-D	トライビジョン
1670	"	トビツク セクシーな夢に潤む	1月号 美少女の秘肌	0 6 7 6 7-1	シリオン出版

1671	"	トビツク 激技ソノソを望む	2月号 キヤール	0 6 7 6 7-2	シリオン出版
------	---	------------------	-------------	----------------	--------

鳥取県告示第八百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
床 司 医 院	鳥取市湖山町北一丁目二六〇	昭和五十九年十月一日
堀 内 医 院	鳥取市湖山町南一丁目六二三	"
太 田 垣 医 院	鳥取市国安九一五	"
横 田 外 科 医 院	鳥取市栄町四〇三—四	"
山 根 医 院	鳥取市賀露町九九九	"
小 橋 医 院	鳥取市吉方町二丁目五八一	"
藤 崎 医 院	鳥取市本町四丁目一〇	"

伊達外科医院	鳥取市永楽温泉町三〇二	"
原 医 院	鳥取市吉方一丁目五七六	"
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	"
小田眼科医院	鳥取市西町三丁目一〇九	"
坂本医 院	鳥取市賀露町一三〇	"
山本内科医院	鳥取市末広温泉町一二五	"
本庄整形外科医 院	鳥取市西品治八〇六	昭和五十九年十月十一日
田 中 医 院	米子市彦名町二八五六―二	昭和五十九年十月一日
須 山 医 院	米子市石井一〇七八	"
渡 辺 医 院	米子市夜見町二五三五	"
山 本 医 院	米子市大篠津町一一一六	"
大 坪 医 院	米子市富益町六九六	"
梶 谷 医 院	米子市大崎三〇三五	"
伊 藤 医 院	米子市両三柳三二七六一	"
中 曾 医 院	米子市角盤町三丁目一三	"
神 外 科 医 院	米子市内町一七二	"
細 田 医 院	米子市西町八六	"
医療法人厚生会 米子内科クリニ ック	米子市加茂町一丁目一六	"
脇田産婦人科医 院	米子市中町二二三	"
赤 沢 医 院	米子市西倉吉町一六	"
松 浦 医 院	米子市角盤町二丁目七〇	"
天 満 医 院	米子市博労町一丁目二二四	"
井田産婦人科	米子市東町二二八	"
林 医 院	米子市東町一五四	"
医療法人育生会 高島病院	米子市西町六	"
笠木小児科医院	米子市中町七六	"
三 好 医 院	倉吉市河原町一八〇九	"
林 医 院	倉吉市瀬崎町二七四〇	"
別 所 医 院	倉吉市瀬崎町二七三二	"
牧 田 医 院	倉吉市東町三五七―三	"
吉 長 医 院	倉吉市横田四五―一二	"
作 野 医 院	境港市朝日町一一一	"

医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳一八八〇	"
まつもと薬局	東伯郡大栄町大字六尾二二四 一七	"
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	"
ノナカ医院	鳥取市永楽温泉町四〇一	"
みなと薬局鳥取 店	鳥取市立川町五丁目四一	"
松岡 医院	鳥取市行徳は一〇二	昭和五十九年九月十一日

鳥取県告示第八百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小林 恵子	鳥薬第五五六号	昭和五十九年十月五日
谷本 こずえ	鳥薬第五五七号	昭和五十九年十月六日

鳥取県告示第八百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八東地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場及び郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及

狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
道後山 鳥獣保 護区	鳥根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道新田線に至り、同町道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吸越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、町道坂郷線に至り、同町道を東方に進み、林道新山線に至り、同林道を北東に進み、国道百八十三号に至り、同国道を北東に進み、町道新屋線に至り、同町道を東方に進み、日野郡日南町新屋から若松鉾山に通じる旧新屋越山道に至り、同山道を南東に進み、若松川に	昭和五十九年十一月一日から昭和六十九年十月三十一日まで	三、九九九ヘクタール

至り、同川を南東に進み、出立山道に至り、同山道を北東に進み、県道新見多里線に至り、同県道を東方に進み、町道若杉石塔線に至り、同町道を南東に進み、日野郡日南町豊栄若杉部落から岡山県阿哲郡神郷町に通じる三室越山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と広島県との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、鳥取県と鳥根県との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第八百三十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	期 間	面 積	
奥谷銃 猟禁止 区域	岩美郡国府町大字奥谷と同町大字 宮下との境界と鳥取市と国府町との 境界の交点を起点とし、同所から岩 美郡国府町大字奥谷と同町大字宮下 との境界を南西に進み、町道宮下十 四号線に至り、同町道を南西に進み、 町道宮下四号線に至り、同町道を西 方に進み、町道宮下七号線に至り、 同町道を北西に進み、町道宮下六号 線に至り、同町道を北東に進み、町 道奥谷一号線に至り、同町道を西方 に進み、区画道路二十八号線に至り、 同道路を西方に進み、町道立川とし き山線に至り、同町道を北西に進み、 町道奥谷二号線に至り、同町道を北 方に進み、町道稲葉丘六号線に至り、 同町道を西方に進み、鳥取市と国府 町との境界に至り、同境界を北東及 び南東に進み起点に至る線に囲まれ た一円の地域	昭和五十九年十 一月一日から 昭和六十九年十 月三十一日まで	五一 ヘクタール	
上野銃 猟禁止	鳥取市立川町五丁目地内の県道鳥 取国府岩美線と山陰本線との立体交	昭和五十九年十 月三十一日から	四五二 ヘクタール	
区域	千代川 銃猟禁 止区域 八頭郡河原町大字釜口地内の国道 五十三号と県道八日市釜口線との交 差点を起点とし、同所から同県道を 南西に進み、県道鷹狩渡一木線に至 り、同県道を北西及び北方に進み、 国道五十三号に至り、同県道を北方 に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、 同県道を北方に進み、河原町と鳥取 市との境界に至り、同境界を北東に 進み、国道五十三号に至り、同国道 を北東に進み、千代川の右岸堤防に 至り、同堤防を南東に進み、町道河 原田通寺線に至り、同町道を南西に 進み、県道河原郡家線に至り、同県 道を南東に進み、町道徳吉片山線に 至り、同町道を南西に進み、八東川 の左岸堤防に至り、同堤防を北西に	差を起点とし、同所から山陰本線を 北東に進み、鳥取市と福部村との境 界に至り、同境界を南方に進み、鳥 取市と国府町との境界に至り、同境 界を南西に進み、県道鳥取国府岩美 線に至り、同県道を北西に進み起点 に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十九年十 月三十一日まで	三六〇 ヘクタール

<p>郡家船 岡八東 川銃獵 禁止区 域</p>	<p>八頭郡河原町大字片山地区内の町道徳吉片山線と県道河原郡家線との交差点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道国中央線に至り、同町道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、久能寺用水路に至り、同用水路を東方に進み、本谷川に至り、同川を東方に進み、国道二十九号に至り、同国道を南東に進み、郡家町と八東町との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を西方に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北西に進み、町道稲常徳吉線に至り、同町道を北方に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南</p>	<p>進み、町道稲常徳吉線に至り、同町道を南方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方に進み、国道五十三号に至り、同国道を南西及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十九年十一月一日から 昭和六十九年十月三十一日まで</p>	<p>五九五 ヘクタール</p>
<p>八東川 銃獵禁 止区域</p>	<p>八東町と郡家町との境界と国道二十九号との交点を起点とし、同所から同国道を南東及び東方に進み、県</p>	<p>東に進み、町道徳吉片山線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十九年十一月一日から 昭和六十九年十</p>	<p>五一〇 ヘクタール</p>
<p>佐治川 ダム銃 獵禁止 区域</p>	<p>八頭郡佐治村大字尾際地区内の村道尾際線と村道呑谷線との交差点を起点とし、同所から村道呑谷線を南西に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を南西に進み、村道中線に至り、同村道を北方に進み、遊歩道二号線に至り、同遊歩道を北方及び南東に進み、遊歩道一号線に至り、同遊歩道を南東に進み、山王滝遊歩道に至り、同遊歩道を南方及び東方に進み、佐治川ダム管理道に至り、同管理道を東方に進み、佐治川ダム堤体に至り、同所から佐治川左岸を北東に進み、村道旅行村線に至り、同村道を北東に進み、村道尾際線に至り、同村道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>東に進み、町道徳吉片山線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十九年十一月一日から 昭和六十九年十月三十一日まで</p>	<p>三四 ヘクタール</p>

<p>小鴨川 国府川 銃猟禁 止区域</p>	<p>倉吉市道中河原長坂線の東橋から 県道倉吉江北線の三明寺橋までの小 鴨川の河川区域及び県道倉吉赤碕中 山線の福光橋から小鴨川までの国府 川の河川区域</p>	<p>道津山智頭八東線に至り、同県道を 南西及び西方に進み、県道才代船岡 線に至り、同県道を北西に進み、八 東町と船岡町との境界に至り、同境 界を北東に進み、八東町と郡家町と の境界に至り、同境界を南東に進み 起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>月三十一日まで</p>	<p>昭和五十九年十 一月一日から 昭和六十年十月 三十一日まで</p>	<p>五〇 ヘクタール</p>
<p>新興銃 猟禁止 区域</p>	<p>東伯郡関金町大字堀地内の天神野 水路と町道開拓線との交点を起点と し、同所から同町道を北東に進み、 東伯郡関金町大字堀鴨ヶ丘部落から 高塚三角点に通じる山道に至り、同 山道を西方に進み、高塚三角点に至 り、同所から倉吉市と関金町との境 界を東方に進み、町道森越七号線に 至り、同町道を南方に進み、東伯郡 関金町大字大鳥居から同町大字明高 に通じる農道に至り、同農道を南東 に進み、町道森越六号線に至り、同</p>	<p>昭和五十九年十 月三十一日から 昭和六十九年十 月三十一日まで</p>	<p>一三三 ヘクタール</p>		
<p>新宮谷 銃猟禁 止区域</p>	<p>西伯郡西伯町大字法勝寺地内の神 宮谷橋を起点とし、同所から神宮谷 川右岸を北西に進み、同大字字寺の 上山八八六一二の西端に至り、同所 から同地の北境を東方に進み、同大 字字カキ塔山八八八及び八八九の西 境を北方に進み、同大字字神宮古社 地山八九三の西境及び北境を北方及 び東方に進み、同大字字備中谷山八 九九一の北境を北東及び南東に進 み、同大字字狸谷山九〇〇一の東 境を南東に進み、同大字字ナメラ谷 山九〇七一一の東境及び南境を南方 及び西方に進み、同大字字狼岩山九 〇八一並びに字薬師田山九一一一 一及び九一二二の南境を南西に進 み、藤井谷山道に至り、同山道を西 方に進み、町道新宮谷線に至り、同 町道を西方に進み起点に至る線に囲 まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十九年十 月三十一日から 昭和六十九年十 月三十一日まで</p>	<p>六四 ヘクタール</p>		

鳥取県告示第八百三十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
日南湖 鳥獣保 護区	日野郡日南町菅沢地内の国道百八号の八上沢入口を起点とし、同所から八上沢を北西に進み、秋原山尾根に至り、同尾根を北西に進み、町道中津合線に至り、同町道を南西に進み、県道本山伯太線に至り、同県道を西方に進み、町道生山印賀線に至り、同町道を南方に進み、日南町と日野町との境界に至り、同境界を北東及び南方に進み、菅沢山尾根に至り、同尾根を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十九年十月三十一日から昭和六十九年十月三十一日まで	一、四五三 ヘクタール

鳥取県告示第八百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を昭和五十九年十一月六日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定を取り消した場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市末広温泉町一五八	鳥取市伏野字砂浜二二八九 一、二三一六一、二三三 五五―七の一部及び二三五 七―七の一部	幅員 六・二〇 延長 七九・〇〇
池 上 美 道		

鳥取県告示第八百三十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の米子信用金庫の項中

を

弓ヶ浜支店	北支店
米子市夜見町	米子市東福原

に改める。

北支店
米子市東福原